

No	資料名	タイトル	頁						質問	回答
1	様式集及び記載要領 (Word版)	提出要領	4	2	(5)	②	(工)	f	表内に「様式番号 10-1 外観透視図(鳥瞰1面～2面)」と表記されていますが、50ページの表内では「(様式10-1)外観透視図(鳥瞰1面)」と表記されています。どちらが正でしょうか。	外観透視図については、鳥瞰1面～2面とし、提案書の提出については、サイズA3、最大枚数を2枚とします。
2	様式集 (Excel版)	維持管理・運営業務に係る修繕・更新費の内訳書		様式11-3					「項目の内訳は原則上記によりますが、必要に応じて追加又は細分化することは可能です。」とありますが、修繕費ではなく維持管理費において適切に管理等を行う項目については、該当項目の削除または空欄で提出をしても問題はないでしょうか。	本様式は、修繕・更新費に該当する項目のみ記載ください。維持管理費にのみ該当する項目については、空欄にしてご提出いただいて問題ありません。
3	工事請負仮契約書 (想定案)	建設工事共同企業体について	35	別紙1					共同企業体で建設事業の請負を想定していますが、貴市の建設工事共同企業体協定書等がございますでしょうか。ある場合は開示して頂くことは可能でしょうか。	共同企業体協定書の想定案については、ウェブサイトの募集要項等で公表している【参考資料】「工事請負仮契約書(設計・施工一括発注方式)(想定案)」の別紙1に添付しておりますので、ご確認下さい。
4	工事請負仮契約書 (想定案)	資金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更(第25条第6項関連)	39	別紙2					別紙2「資金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」において、インフレスライドの対象は「残工数量」「出来形数量」「現場搬入材料」「公共工事設計労務単価」等を用いた算定方法となっており、建設工事を前提とした内容であると理解しております。インフレスライドの適用対象については、設計業務 工事監理業務 統括管理業務 開業準備業務を含むと認識しておりますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	指定管理者基本協定書 (想定案)	指定管理料の支払方法及び改定・精算方法	24	別紙2					別紙2「指定管理料の支払方法及び改定・精算方法」2.(3)において、正社員人件費の指標として「大阪府人事委員会(民間給与実態調査)月例給与と特別給(ボーナス)の合計の年変化率」を使用すると規定されていますが、参照すべき公表資料名、該当箇所及び具体的な算定方法をご教示ください。 なお、大阪府人事委員会公表資料において当該指標を確認することができず、また同2.(4)では「10月1日時点で確認できる直近1年間の指標の平均」を用いるとされている一方、民間給与実態調査は年1回公表であることから、改定率の算定方法が不明確と考えております。 そのため、物価変動指標として、以下のような客観的かつ継続的に公表される統計の採用をご検討いただけないでしょうか。 当該方式は、統計資料・参照箇所・算定方法が明確であり、第三者による再計算が可能であることに加え、 大阪府内における実際の賃金動向及び施設管理・運営コストの変動を適切に反映できると考えます。 つきましては、本件物価変動指標の考え方についてご見解をご教示ください。 【正社員人件費】 毎月勤労統計調査(大阪府)地方調査月報・第17表「産業別名目賃金指数(現金給与総額)(規模30人以上)」 ・「調査産業計」 ・直近12か月平均指数 <計算方法> 改定率=(当年度直近12か月平均指数)÷(前年度直近12か月平均指数)－1 【正社員以外】 大阪労働局公表「大阪府最低賃金」 <計算方法> 改定率=(当年度最低賃金額)÷(前年度最低賃金額)－1 【人件費以外】 日本銀行公表「企業向けサービス価格指数(SPPI)」大類別「諸サービス」 ・直近12か月平均指数 <計算方法> 改定率=(当年度直近12か月平均指数)÷(前年度直近12か月平均指数)－1	公表されている「大阪府人事委員会の「月例給与および「特別給(ボーナス)」を基に年間給与と所得額を算出し、当初と変更後の年間給与と所得額の増減を変化率とします。 令和7年度については、下記URLからご確認いただけます。 URL： https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/13878/r7_gaiyo.pdf (令和7年度) 月例給396,605円、特別給(ボーナス)年間4.66月分を基準として年間の合計を算出し変化率を求めます。 本市では、民間給与実態調査は年1回の調査ではあるものの、物価上昇の影響を受けやすい物価指数等と比較して、賃金そのものの増減を把握できる指標として適切であると考え、採用しております。 また、正社員以外の人件費についても同様の考え方に基づき、大阪労働局が公表している「大阪府最低賃金の推移」を指標として採用しております。 以上のことから、本市としては、人件費の変動をより直接的に反映する指標として、これらの指標を採用しております。